

## 2 石垣市立富野小中学校 学校いじめ防止基本方針

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

#### 1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

##### (1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下略）

##### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

##### (3) 「いじめ」の判断

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。
- 例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。
- 例②ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。  
※上記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
- けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。  
※見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
- いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。  
※教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

☆具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたずらをされる

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

##### ①構成員（柔軟に対応）【必要に応じて、外部専門家を活用】

管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、学校医、その他関係の深い職員等

【可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させる。】

##### ②組織の役割

- ・未然防止の取組
- ・いじめの相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知）
- ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・いじめの認定
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応

#### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

##### ①いじめの防止のための取組

・児童生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組。

※全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する

等。

【その他、学校の実情に応じて】

②早期発見のための取組（※些細な事案でも取り上げる。）

- ・出席簿を検証する（2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認）。
- ・アンケート調査を毎月実施し、記入された用紙を中学校卒業後1年が経過するまで保存する。
- ・学校いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すこと」を児童生徒に認識されるようにする。
- ・報告・通報・情報共有・記録の徹底

（発見者→学年主任→教頭→校内いじめ対策委員会）

状況を聞き取ったメモ等は、アンケート調査の用紙とともに中学校卒業後1年が経過するまで保存する。

※情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等。

③いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・被害者の立場に立って進める。
- ・迅速に詳細を確認する。
- ・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。

※これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

○被害者への対応

- ・被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ・被害者を徹底的に守り通す。
- ・信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

○被害保護者への対応

- ・窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

○加害者への対応（支援を含む）

- ・事情を確認
- ・いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。

○いじめをはやし立てる児童生徒への対応

- ・自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

④関係機関との連携（資料②）

- ・犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上

- ・ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課（Tel.866-0110）、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
- ・その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

⑤指導体制（資料③）

⑥教育相談体制（資料④）

⑦年間計画

1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針読み合わせ（全職員）</li> <li>・入学式・始業式等年度当初行事における、児童生徒及び保護者への周知</li> <li>・校内研修（全職員）</li> <li>・人権に係る目標設定、取組（毎月）</li> <li>・アンケート調査実施（毎月、児童生徒対象）</li> <li>・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認（毎月）</li> </ul>
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価アンケート （いじめへの評価を含む。○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、○早期発見・事案対応のマニュアルの実行、○定期的・必要に応じたアンケート、○個人面談・保護者面談の実施、○校内研修の実施、○組織的対応、○組織の児童生徒・保護者への周知等）</li> <li>・学校評価アンケート分析（いじめに関する項目）</li> <li>・校内研修（全職員）</li> <li>・人権に係る目標設定、取組（毎月）</li> <li>・アンケート調査実施（毎月、児童生徒対象）</li> <li>・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認（毎月）</li> </ul>
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査実施（毎月、児童生徒対象）</li> <li>・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認（毎月）</li> <li>・人権に係る目標設定、取組（毎月）</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の見直し</li> <li>・学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP 掲載</li> </ul>

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (2) 発生報告

#### ①教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

### (3) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

#### ①アンケート実施

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・ アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

#### ②面談実施

- ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

### (4) 調査結果の情報提供及び報告

#### ①被害児童生徒・保護者への報告

#### ②教育委員会（石垣市教育委員会）を通して首長（石垣市市長）への報告

※ ①の報告後、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

## 3 重大事態への対処

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

## i) 重大事態の発生と調査

### ① 重大事態の意味について

法28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※ ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。重大事態の判断については、設置者と学校が協議し、設置者が判断する。設置者においては、重大事態を看過することがないよう留意する。

### ② 重大事態の発生報告先

学校→教育委員会（石垣市教育委員会）→地方公共団体の長（石垣市長）

### ③ 調査の趣旨及び調査主体について

- 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。なお、法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、

このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。また、国立学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。

- 従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

※ 例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。

#### ④調査を行うための組織について

- 学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。
- 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

#### ⑤事実関係を明確にするための調査の実施

以下の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか 等

※ この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

※ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的と

するものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ※ 法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

- ※ この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背

景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、以下のことに関して、できる限り、遺族と合意しておく。
  - ・調査の目的・目標
  - ・調査を行う組織の構成等
  - ・調査の概ねの期間や方法
  - ・入手した資料の取り扱い
  - ・遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針 等
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、総合的に分析評価を行うよう努める。
  - ※自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することがないように努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進める。
  - ※それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### ⑥その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大

事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

- 事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。県立学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の県立学校への転学等の措置を行うことができるよう、県教育委員会が県立学校間の連携を図る措置を行う。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## ii) 調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任  
【いじめ防止対策推進法第28条2】

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
  - ※いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえる。
  - ※この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
  - ※ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する必要があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

②調査結果の報告先

学校→教育委員会（石垣市教育委員会）→地方公共団体の長（石垣市長）

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は県知事による再調査及び措置

i) 再調査 【いじめ防止対策推進法】

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条第2項 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(私立の学校に係る対処)

第31条第2項 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 上記②の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- 法第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行

う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

- これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる。

- 国立学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・県知事に新たな権限が付与されるものではないが、文部科学大臣・県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。【再掲】

- 再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

- 「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、

多様な方策が考えられる。知事部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置について検討する。

- 公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備をはじめとする必要な措置を講ずるよう努める。高等専門学校が、いじめの問題への対応において、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、高等専門学校の設置者は、日常的に教育委員会との連携確保に努める。

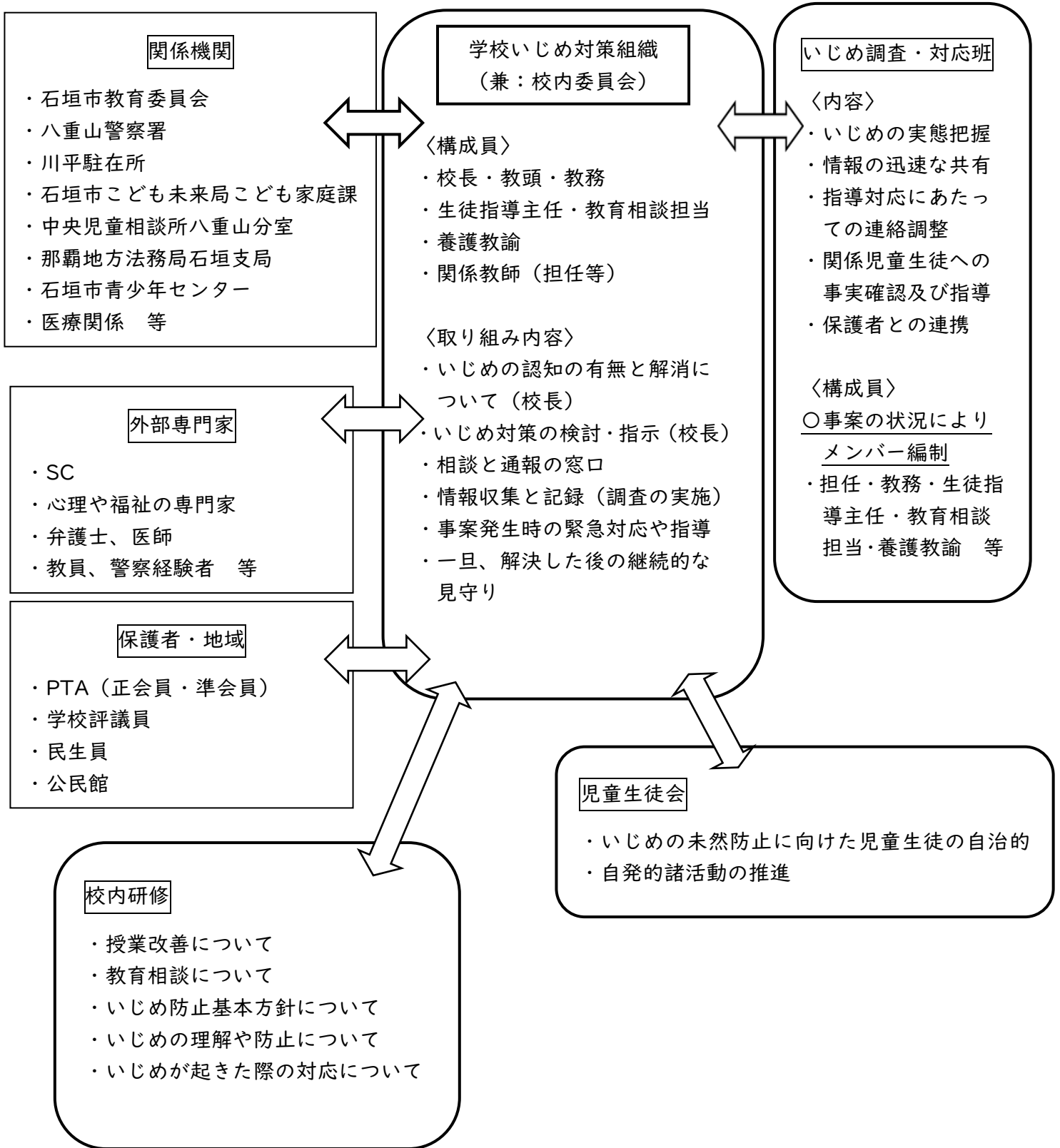
また、県は市町村における地方いじめ防止基本方針について、地方公共団体は自ら設置する学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

#### 参考資料

- 沖縄県いじめ防止基本方針 平成26年9月30日 沖縄県  
(最終改定 令和5年4月3日)
- 別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント 平成30年7月23日 文部科学省
- 沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版 平成7年3月 沖縄県

資料①

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



## 資料② 主な相談窓口

### 1. 市の直接的な相談窓口

- 青少年センター（子ども若者総合相談）  
電話：0980-82-1030  
内容：いじめ、不登校、ひきこもり、若者の悩みなど
- 教育委員会 いきいき学び課  
電話：0980-83-0373  
内容：不登校対策（スクールライフサポーター）など
- 教育支援センター「あやばに学級」  
電話：0980-82-4701（学校教育課）  
内容：学校が苦手な児童生徒の支援
- 家庭児童相談室（こども家庭課内）  
電話：0980-87-9009  
内容：家庭内の悩み、18歳未満の子どもの相談

### 2. 専門機関・県の窓口

- 沖縄県中央児童相談所（またはおきなわこども虐待ホットライン）  
電話：098-886-2900  
内容：いじめ、不登校、発達、虐待の相談（平日 8:30～17:30）
- 那覇地方法務局石垣支局  
電話：0980-82-2004  
内容：電話による人権相談
- 子どもの人権110番（那覇地方法務局）  
電話：0120-007-110  
内容：いじめ、体罰など

### 3. 電話相談（匿名可）

- 24時間子供SOSダイヤル  
電話：0120-0-78310

資料③ 早期発見・事後対応マニュアル

資料④ いじめ等に関する相談対応フロー